

厚岸町議会 令和３年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和３年９月９日

午後１時４８分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから令和３年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

早速、審査を進めてまいります。

はじめに議案第61号 令和３年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

１ページ、第１条は歳入歳出予算の補正です。

２ページから４ページは、第１表歳入歳出予算補正であります。

７ページ、８ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

９ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目によります。

15款使用料及び手数料、１項使用料、５目商工使用料。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 16款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ３目衛生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ８目教育費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ３項委託金、１目総務費委託金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 17款道支出金、１項１目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目教育費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 19 款 1 項寄附金、4 目衛生費寄附金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 21 款 1 項 1 目繰越金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 22 款 6 項 3 目雑入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 23 款 1 項町債、9 目臨時財政対策債。
5 番、南谷委員。

- 南谷委員 23 款 1 項 9 目臨時財政対策債であります。ここでお尋ねをさせていただきます。

臨時財政対策債がマイナス5,690万円の計上となっております。臨時財政対策債は、本来交付税でもらえるお金を国は次年度交付するということで、町はその財源不足分を一度臨時財政対策債で借入れをしていると理解をしております。その数字が例年より多い。マイナス5,690万円の計上となっておりますが、今年、令和3年度交付税が予想より私は多かったと思っております。ですから、当初の見込みと令和3年度の交付税の状況について各々説明をしていただきたい。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この臨時財政対策債の性質であります。議員おっしゃるとおり、本来であれば交付税でもらうべき財源を、国のほうも厳しいということで地方のほうも借金をして、翌年度以降、この借入れに対して100%交付税で算入すると。ただ、交付税の性質からいきますと基準財政需要額から収入額を引きますので、100%とはいえ、この臨時財政対策債の交付税に入ってくる割合、計算してみますと大体7割程度ということでございます。

この交付税と臨時財政対策債の状況であります。令和3年度当初予算においても、国のほうでもやはりこのコロナの影響によって税収落ち込んでいるということでございます。そういった中ではただ国のほうでも地方はやはりコロナ対策と、それと通常の行政サービスをこれを維持させるという部分があるという分では、この交付税と臨時財政対策債を増額して令和3年度の地方財政対策の予算を組んだということでもあります。

厚岸町に、今回交付になったというのが、まず交付税でいきますと交付決定額が38億2,809万4,000円、これが令和2年度と対前年比でいきますと1.3%の増となっております。金額でいきますとプラス4,809万2,000円が昨年度の交付額より増えたということでもあります。

一方、この相対関係であります臨時財政対策債のほうであります。こちらのほうは当初予算で見ていた中では、これは地方財政対策の伸び率でいきますと57.7%という数字を国のほうでも見込んでおりました。これはそれぞれの町村によって交付税との兼ね合いもありますので、これがそのまま交付されるということではございませんが、当初予算の厚岸町の見方といたしましては去年の発行額に対してこの57.7%を掛けて見込んでおりました。ただ、先ほどの交付税のこの交付額、それとこれを合わせての中でいきますと逆にこの臨時財政対策債が減らされた。要は本来交付税でもらえる分が増えて、借金をする部分が減ったということでございます。そういった中では、当初予算が2億4,460万円で見えていたのが、今回この5,690万円減額いたしまして1億8,770万円になったということでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） それでは以上で、歳入を終わります。

次に、13ページです。歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4 目情報化推進費。

5 番。

- 南谷委員 2 款 1 項 4 目情報化推進費。ここの16ページを見ていただきたいのですが。16ページの中程に、ここに委託料、行政業務委託料という項目があります。厚岸情報ネットワーク電柱、その下でございます。総合行政情報システム整備事業マイナスの153万2,000円、これは説明書類をいただいたので、これはたしか6月の第2回定例会によって補正で承認をされております。これまでは私も理解をしておるのですが、今回これが減額補正をして、健康管理システムを改修することになったということで、一度その事業替えというのですか、1番下の委託料、行政業務委託料559万1,000円、これの中に充当されていると思うのです。これと振り替えになったと。そうしますと、差額が405万9,000円発生いたします。ですから、当初、6月で承認した業務以外に新たに400万円ほどかかる事業をされると、こう理解をしたのです。もらった資料から。そうすると、新たな事業というものはどういうものなのか、まずお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） まず、お金の流れにつきましては、議員おっしゃるとおりです。6月の段階で、補正予算計上いただきました健康管理システムのシステム改修費を一旦ここで減額し、総合行政情報システム管理事業（健康管理）のほうに153万2,000円を振り分けたと。残った部分が405万円程度になるのですけれども、この405万円につきましては、新たなシステム改修が発生したという内容になります。

システムの内容につきましては、2種類のシステム改修を行います。うち、一つが健康管理システムの改修委託ということで、こちらにつきましては、健診の記録、すなわち健診機関から健診の結果を電子データで受け取りまして、現在、町のほうで使用しております健康管理のシステムに取り込むための、その機能を追加するためのシステム改修、こちらが金額でいいますと170万5,000円を計上しております。

それともう一つが同じく健康管理システムの改修になるのですけれども、来年度の令和4年度におきまして、先に申しました健診データを取り込んだ結果をそれぞれの自治

体間で情報が見れるようにする、または毎ナンバーカードを用いたマイナポータルという個人が閲覧できるサイトで、自分の健診の結果をパソコンやスマートフォン上で確認ができるようにするための、既に改修した健康管理システムから今度は外部に対して情報を連携させるため、これに関するシステム改修という二つの項目になります。こちらのほうが費用といたしましては235万4,000円を計上しております。

以上です。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 数値的なことは理解しました。この二つだと。今、2点目。外部から自分の健康管理のデータを自分でも見れると、こういうことですね。そうすると、お医者さんはよその町立病院から労災に行った場合も、その人の患者さんのデータを、釧路なら釧路の病院で本人に了解得ようが得まいが情報公開がされると、こういうことなのでしょうか。その辺、どうなのですか。

それから、個人で見る場合には誰でも見れるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず最初の医療機関におきましては、もちろん本人の同意が必要になります。本人の同意があって、その人の他の医療機関で得た健診のデータを見ることができる。すなわち、何でもかんでも見ることはできませんということです。

それと個人におきましては、個人のマイナポータルというところでのみ見ることができますので、そのマイナポータルというところに入るのには、それぞれが取得してあるマイナンバーカードを用いて、そのサイトにパスワード等も入力しながら入っていくことになると思いますので、他の人が閲覧をできるというものではないということであります。

●委員長（室崎委員） 他にありませんか。

なければ先へ進みます。

7目文書広報費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目企画費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12目車両管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 項選挙費、2 目町長選挙費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目町議会議員補欠選挙費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目衆議院議員選挙費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目心身障害者福祉費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目老人福祉費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目児童館運営費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康推進費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目諸費。
5 番。

●南谷委員 4 款 1 項 7 目諸費ですね。24 ページを見ていただきたい。24 ページなのです

けれども、上のほう、予防接種業務委託料、マイナスの853万5,000円の計上、そしてその下に予防接種予約業務委託料764万5,000円の計上となっております。これについて、財源の振り替えだと思いののですが、それと合わせて、その下、会場借上料、マイナス168万1,000円、それぞれ内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

本予算でございますけれども、コロナワクチン接種を行うに当たっての予算を第1回定例会の補正予算で議決いただいたものでございます。当初の想定では、予防接種委託料の853万5,000円の減額でございますけれども、これを全て町立病院のほうに委託して集団接種の部分のお医者さんお一人分の人件費相当と看護師一人分の人件費相当、それが合わせて613万5,000円を見込んでおりました。

それと、個別接種ということで、町内二つの、公立も含めてですけれども、2医療機関の委託として240万円を見込んでおりました。

しかしながら、最終的に詰めていく中で、この財源はもう既に議決いただいておりますけれども、歳出、負担金というほうの中で、今回は計上させていただいておりませんが、その中で賄えるという判断のもと、予算を見直してこのように減額させていただきました。

その下でございますが、予防接種予約業務委託料764万5,000円の増でございます。これにつきましては、65歳以上の高齢者の方々の予約につきましては、ワクチン接種対策室のほうで窓口なり電話なりで受けさせていただいたのですけれども、64歳以下の予約に当たっては、業者のほうに委託して、コールセンターへ委託するという事で新たな手法を変えたということで764万5,000円を計上させていただいております。

もう一つでございますが、会場借上料168万1,000円の減額でございますが、集団接種の当初の予定は年末または年明けだろうという想定も含めて12月頃までの計画で福祉センターのほうを借り上げる予定でおりました。一部、実際福祉センターで集団接種させていただいておりますけれども、今計画進捗状況見直した中で10月末までの中で集団接種、予防接種が終了すると見込みましたので、それ以降の見込んでいた福祉センターの借り上げ相当の借上料を減額させていただくというものでございます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 委員長。ワクチン接種状況についてお尋ねしたいのですがよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） どうぞ。

●南谷委員 ありがとうございます。

非常にワクチンの推移、前回も伺ったのですけれども、現状、本町の接種状況につい

てどのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 9月6日現在になります。直近で押さえている数字で申し上げますが、接種率でよろしいでしょうか、予約率。接種率で。年齢を分けて申し上げます。まず65歳以上、高齢者といわれる方々ですが、これが対象者数3,369人に対し、1回目の接種を終えた方、2,981人、接種率が88.48%、2回目の接種を終えた方、2,907人、接種率としては86.29%。60歳から64歳の方、対象者数642人、1回目の接種が9月6日現在で534人、83.18%、2回目の接種、380人、接種率が59.19%。40歳から59歳、対象者数2,218人、1回目の接種、1,458人、接種率として65.73%、2回目の接種、486人、率として21.91%。12歳から39歳の方、対象者数2,128人、1回目の接種、467人、率として21.95%、2回目の接種、205人、率としては9.63%。

接種の率としては、そのような状況であります。予約既にされている方のパーセンテージとしては、65歳以上が88.84%、60歳から64歳の方、85.98%、40歳から59歳、84.04%、12歳から39歳、70.68%、全体としては82.92%の予約が現状であります。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 そうすると、さっきもちろっと説明があつて聞いていたのですけれども、10月くらいまでには大体、85%近い数字がめどがつくと、2回目を終わると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、もう1点伺いたいのですが、釧路市は出産予定の妊婦はコロナウイルスの感染は重症化しやすいことを理由に、同居配偶者も含め、優先接種を実施されるそうですが、厚岸町はこの対応はどのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） ただいま申し上げた数字につきましては、実は9月6日を予約の最終日、期限にしておりました。それに基づいたその予約率、予約人数ということでご承知をいただければと思います。とりあえず希望者に対する接種のめどであります。10月31日をもって、全て2回目の接種まで終わると。とりあえず一度は、ということの状況です。

それと、妊産婦さんに対する優先接種なのですが、国から通知がまいりましたのが、たしか埼玉か千葉でそういった流産だったと思うのですけれども事故があつて、その後に優先的に接種をしていただきたいと、するべきということで、その家族も含めて優先接種をということで通知がまいりました。既に厚岸町の場合は8月25日に12歳から39歳の対象者、最後の対象者の年代の方々に接種券を郵送しておりましたし、既にその段階で予約を受け付けていたものですから、この優先接種というものが、実質的には難しいという判断のもとに、この優先的に選んで希望を取って優先接種をするということは、

今回の場合は行わなかったということであります。もう既に予約が受け付けられていたということでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（室崎委員） 他にございませんか。7目諸費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） それでは、先に進みます。
2項環境政策費、1目環境対策費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目水鳥観察館運営費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4目ごみ処理費。
2番、石澤委員。

- 石澤委員 この木質系廃棄物委託料なのですけれども、これなのですが、多分ごみの分別が新たに始まるということになってくると思うのですが、町民に対する周知というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

それと、ちょっと分からないものですから、木質系廃棄物というのはどういうものなのでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この木質系廃棄物処理委託、これは粗大ごみを破碎しまして、その粗大ごみから出た木質、その処理委託となっています。これまでは粗大ごみから出た木質につきましては、可燃ごみと一緒に焼却をしておりましたけれども、昨年から釧路広域連合のほうに可燃ごみは運搬しております。そこで、その木質系の可燃ごみにつきましては、焼却に回すのではなく、地元の処理業者のほうに引き受けてもらって、そこで処理をしているというような内容でございます。

経費的には、釧路のほうに持っていくよりも安価な形で木質系の廃棄物を処理していますので、厚岸町にとっては若干メリットはあるというような内容でございます。

この木質系の処理委託につきましては、特に住民の方にはごみの分別等で何をしてほしいということはありませんので、あくまでも処理過程においてごみ処理場のほうで分けている木質のごみということになりますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 2 番、石澤委員。

●石澤委員 リサイクルとか、そういうことも一緒な関係の処理をお願いするということなのですか。

それともう一つなのですけれども、釧路に委託することによって、ペットボトルの外側剥がせとか、いろいろな細かいことがありますよね。そういう変わったことを町民に知らせて、きちんとしたもので知らせていくべきだと思うのですが、そういう取組はどうなっていますか。

●委員長（室崎委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

先ほどの木質系の処理委託につきましては、これまでは可燃ごみとしてリサイクルのほうには入っていない物がリサイクルというほうに計算をされるような形にはなりません。

また、これは釧路広域連合のほうに持っていくことによってペットボトルのほうのごみの出し方が変わったわけではなくて、あくまでもペットボトルをこれまで買っていた業者さんのほうで10月以降はラベルのついた物については買っていないというようなことになりましたので、そういう排出方法が変更になるのですが、広報の8月号からその辺については周知をしていまして、3か月かけて周知をしていきたいという思いであります。

また、10月1日の広報に合わせまして、厚岸町の分別早見表の冊子、今つくっておりますけれども、それもあわせて広報のほうに挟んで周知をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

5目し尿処理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目畜産業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目農地費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項林業費、2 目林業振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目水産振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目養殖事業費。ありませんか。
6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目観光振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目観光施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目諸費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 項都市計画費、3 目下水道費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 項住宅費、2 目住宅管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款 1 項消防費、2 目災害対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9 款教育費、1 項教育総務費、7 目諸費。
2 番。

●石澤委員 修学旅行解約等支援というのがあるのですが、これはどういうことなのでしょうか。修学旅行やらなくなったからということなのですか。

●委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

この修学旅行のキャンセル料につきましてではありますが、これにつきましては、5 月 16 日から 31 日まで北海道に緊急事態宣言が出されまして、当初、真龍中学校で 5 月 18 日から 21 日まで予定していた修学旅行を延期しております。そのため、修学旅行のキャン

セル料が発生したために、保護者の経済的負担軽減を図るために79万8,000円を助成するものでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●石澤委員 緊急事態宣言があった場合は、そういう旅行行ったり何だりする場合のキャンセル料ってかからないような気がしたのですが、やはり団体の場合はかかるということになるのでしょうか。個人の場合はかからないのですけれども、その辺どうなのか。

●委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（真里谷課長） キャンセル料につきましては、契約上、かかるということで、今回の場合は緊急事態宣言が出される前の、報道等での情報を踏まえて、5月12日にやっております。そうすると30%のキャンセル料ということで。ただ、全てコロナの臨時交付金を活用できるとなっておりますのでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

7目諸費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6項保健体育費、2目社会体育費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目温水プール運営費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 11款1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12款1項1目給与費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条、地方債の補正です。

地方債については、5 ページ第2表地方債補正と6 ページ地方債に関する調書補正です。ございませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 委員会を休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

次に、議案第62号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第62号からは、款項で審査いたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

7 款1項繰越金。ありませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

7 款、1 項基金積立金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第63号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 7 款1 項町債。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項下水道事業費。
5 番。

●南谷委員 1 款 2 項ですね。1 目の公共下水道事業でお尋ねをさせていただきます。

補正額はゼロなのですが、説明資料をいただいたので、それを読ませていただいたのですが、計上の事業費が社会資本整備総合交付金に乗り換えることができたので、その財源の分を公共下水道事業に振ったと、こういう理解をさせていただいたのですが、委託料の309万5,000円、ここから下までそれぞれ内容をもう少し詳しく説明してください。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

委員おっしゃるとおり、補正額としてはゼロですが、委託料に関しては設計委託料、実施設計等を発注しまして、実施設計の精査のもと、入札終わっていますので、落札減を事業促進のために、工事請負費としては心和園の奥の下水道管路工事の促進のために費用計上したもの1件、それとその工事後追加するものです。あと、備品購入費に関しては発電機を購入しまして、落札減を工事費に充当するものです。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 今後も交付率のよいもの、より有利な町にとってそういう制度を活用させていただいて、経費の節減になるというのですか、事業の展開を図っていただきたいなと思います。

それで1点気になったのですが、提案理由の説明書をいただきました。この書類なのです。この2ページに記載あるのですが、上から6行目なのです。2 款下水道事業費、1 項公共下水道事業費となっているのです。何かおかしくないですか。説明資料ですからいいのですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時33分休憩

午後 2 時34分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。
総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。大変申し訳ございません。お配りいたしました提案説明書、こちらのほうが2款下水道費、1項公共下水道事業費となっておりますが、正式なのは2項下水道事業費、1目公共下水道事業費であります。大変申し訳ございません。次から精査して必ず修正が無いようにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（室崎委員） 2項、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

1 ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債については、4 ページ第2表、地方債補正と5 ページ地方債に関する調書補正です。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第64号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 9 款 1 項繰越金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、4 項趣旨普及費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第65号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 4 款 1 項繰越金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8ページ、歳出に入ります。

- 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 以上で、令和3年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算5件の審査は、終了いたしました。

よって、令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時40分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 3 年 9 月 9 日

令和 3 年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長